

公示番号：180424

国名：タンザニア連合共和国

担当部署：地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

案件名：ザンジバル水アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：都市給水政策
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年12月下旬から2020年12月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.50M/M、現地 18.00M/M、合計 19.50M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 2日、現地業務 150日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 3日
- ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第6次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年12月17日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針

24点

②業務実施上のバックアップ体制等 6点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 35点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 7点
- ③語学力 14点
- ④その他学位、資格等 14点

(計 100点)

類似業務	都市給水政策に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア連合共和国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニア連合共和国は、タンガニーカ本土とザンジバルの連合体制を採っており、ザンジバル最大のウングジャ島では、西部都市地域を中心に、1920年代から地下水・湧水を水源とした水道の整備が行われ、1990年までに100kmに及ぶ送配水管、送水場、配水池が整備された。しかし、その後は財政難によって施設の改修や拡張が行われない状況が続き、結果的に給水量の不足により時間給水や断水を余儀なくされる状況となってしまった。

このような状況の下、我が国はタンザニアからの要請に基づき、2006年から2010年にかけて無償資金協力「ザンジバル市街地給水計画」を実施し、給水能力の増強を行った。また、2008年から2016年にかけて、ザンジバル土地・住宅・水・エネルギー省(Ministry of Land, Housing, Water and Energy。以下「MLHWE」という。)の管轄下で水道事業を運営するザンジバル水公社(Zanzibar Water Authority。以下「ZAWA」という。)に対し、技術協力プロジェクト「ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクト(フェーズ1・フェーズ2)」を実施し、水道事業体としての経営能力の強化に取り組んできた。

一方、1982年から2006年にかけて続いた水道料金無料化の影響により、2007年の再有料化後10年以上が経過した現在もなお、住民による水道料金の支払いに対する意識は低く、また料金徴収率の低さから、老朽化した管路や配水施設の更新が進まないために、依然として給水時間の制限や給水圧低下を余儀なくされている。このようにザンジバルでは給水サービスの水準低下と水道料金の徴収率の低さ、ならびに財務状況の悪化が直結しており、持続的かつ安定的に給水事業を運営していくためには、料金徴収率の向上及び配水管をはじめとした水道施設の更新による給水サービスの品質向上が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、現在、ザンジバル・ウングジャ島西部都市地区の都市給水エリアにおける配水施設及び配水管網の整備・更新を行うことにより、安全かつ安定的な給水サービスの普及を目的として、有償資金協力(円借款事業)「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」(以下「円借款事業」という。)の実施を予定している。

円借款事業の開発効果発現のためには、省庁レベルでの関連法規や制度の改定を含

めた政策的な意思決定が必要になること、また実施機関である ZAWA に対し、管轄省庁の積極的な関与により、円借款事業の実施促進に向けた適切な監督・指導が必要になる。また、周囲を海で囲まれており、且つ水源を地下水に依拠するザンジバルでは、水資源賦存量を上回る過剰揚水によって、塩水化を引き起こし、持続的に安全な水を供給出来なくなるリスクがある。そのため、水資源賦存量と水需給とのバランスを勘案の上、適切に管理された地下水資源の活用が、円借款事業の開発効果の発現と持続性の確保の観点から必要となる。さらには、円借款事業の隣接地域において、アフリカ開発銀行及びインド政府による事業が実施中あるいは準備中であるため、各事業の進捗と連携が円借款事業の開発効果発現に大きく影響することから、これらドナー間での調整が重要となる。

以上の背景から、タンザニア政府から我が国に対して、円借款事業の円滑かつ確実な実施に向けた支援とともに、さらなる給水セクターの体制強化、水道事業の運営管理能力の向上を目的として、給水セクターの管轄省庁である MLHWE へ水アドバイザーを派遣するよう要請があった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、MLHWE をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同省の事務次官、計画政策局長、職員（2名）を主要な関係者とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、円借款事業の実施促進及び開発効果向上に資する技術的指導・助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内作業

1）第1次現地派遣前

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ザンジバル政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ザンジバルにおける上水セクターの現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力及び実施予定の円借款事業の概要を把握・分析する。
- ② JICA 地球環境部及びタンザニア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 全体業務計画をまとめたワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 地球環境部による確認ののち、英文版を C/P に提出する。併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

2）第1次現地派遣帰国後～第6次現地派遣前

- ① 毎次派遣からの帰国後に現地業務期間の報告書（和文・英文）を作成し、JICA 地球環境部に提出する。また、JICA 地球環境部での内容確認・承認後、報告書を C/P に報告する。
- ② 次期現地業務期間にかかるワークプラン（和文・英文）を更新し、JICA 地球環境部に提出する。また、JICA 地球環境部にて承認後、英文版を C/P に提出する。（C/P へは次期派遣で現地に到着後に提出することも可とする）併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

3）第6次現地派遣帰国後

専門家業務完了報告書（和文・英文）を JICA に提出し、監督職員に報告する。

（２）現地業務作業

１）ワークプランの提出及び業務計画の承認

現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

２）円借款事業が円滑に実施されるための支援

- ① 円借款事業の円滑な実施のために、事業関係者との連携、MLHWE による ZAWA の監督・指導に関し、MLHWE を支援する。
- ② 円借款事業のサイトと隣接するサイトで実施中あるいは準備中の他ドナー（アフリカ開発銀行及びインド）による借款事業に関し、対象サイト、施設設計、配水系統等の各種調整において、円借款事業の進捗に悪影響が出ないよう MLHWE による調整を支援する。

３）円借款事業の開発効果向上に向けた支援

（給水セクターが適切に監理・監督され、持続的かつ安定的に水道事業が運営されるよう体制を強化する活動）

- ① 水道料金の見直しに向けて、持続的な水道事業運営を可能にする料金体系と省令改訂にかかる提言を MLHWE に対して行う。
- ② 水道料金の見直しに向けて、ザンジバル規制公社（ZURA）をはじめとした関係機関との調整に関し、MLHWE を支援する。
- ③ 円借款事業の開発効果向上に向けて、MLHWE とともに既往技術協力のフォローアップを行うことによって、ZAWA の経営改善を促進する。
- ④ 円借款事業の開発効果向上に向けて、円借款付帯プロジェクトの案件形成に向けたアイデアを MLHWE 及び JICA へ提案する。
- ⑤ 水道料金の徴収率の向上に資する顧客管理に向けて、メータ設置の促進のため、道路や建物に関する法律等の法律の改訂について MLHWE へ提言する。
- ⑥ 給水サービス基準（水質、水圧、給水時間、各戸給水範囲等）の設定及び見直しに向けて MLHWE を支援する。
- ⑦ 盗水等の水道事業に悪影響を及ぼす課題への対処に資する法律の改訂や執行について MLHWE を支援する。
- ⑧ 水道事業が持続的かつ安定的に営まれるよう、MLHWE による関係公社の適切な監理・監督を支援する。
- ⑨ 円借款事業による開発効果を ZAWA の事業計画に反映させ、持続的に健全な水道事業経営を支援する観点から、都市給水基本計画ならびに ZAWA の次期戦略的事業計画（中期 5 カ年計画）の策定作業に関し、MLHWE を支援する。
- ⑩ ZAWA によって都市給水基本計画ならびに次期戦略的事業計画（中期 5 カ年計画）に基づいた事業運営が行われるよう、MLHWE の公社監督体制の強化を支援する。
- ⑪ 円借款事業の開発効果向上において必要となる地下水資源の保全に向けて、他省庁や ZURA をはじめとするステークホルダーとの調整について MLHWE を支援する。
- ⑫ 円借款事業の開発効果向上に向けて、MLHWE による同事業の広報活動を支

- 援する。
- ⑬ その他、円借款事業の開発効果向上に向けて必要な施策がある場合、JICA へ提案の上、MLHWE を支援する。

4) 給水セクターにおける先方機関や他ドナーとの連携活性化

- ① アフリカ開発銀行及びインド政府をはじめとした他ドナーによって実施中あるいは準備中の事業の対象エリアや進捗等の情報について、常に最新情報となるよう定期的に収集・分析・整理する。
- ② ①で収集された情報をもとに、円借款事業への悪影響が考えられる場合には、必要に応じて MLHWE とともに対象ドナーを含む関連ステークホルダーとの調整を行う。
- ③ ザンジバル給水セクターに関する各種会合に出席し、JICA によるザンジバルにおける支援状況を MLHWE、ZAWA、他ドナー関係者に共有・広報発信するとともに、関係者との良好な関係を構築する。
- ④ MLHWE、ZAWA、他ドナーを含む関係者から給水セクターに関する情報を収集し、JICA と共有する。
- ⑤ 必要に応じ、本邦民間企業等含む日本人関係者への情報共有や、それら関係者と MLHWE との関係構築を支援する。

派遣タイミング毎に、現地到着後と帰国前に JICA タンザニア事務所へ出向いて報告を行う。また、上記活動終了時に、C/P 及び在タンザニア日本大使館へ活動報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。電子データも合わせて提出すること。

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時に更新したワークプラン含む）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 地球環境部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 地球環境部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 地球環境部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 地球環境部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）

ただし、第 6 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 6 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ 円借款事業の実施促進・開発効果向上に向けた対処方針
- ・ ザンジバル水セクター改善に向けた提言

(3) 専門家業務完了報告書

業務完了時に作成。提出部数は以下の通り。

英文 3 部（JICA 地球環境部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部）
和文 2 部（JICA 地球環境部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）

(4) 業務従事月報

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 地球環境部及び JICA タンザニア事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アブダビ／ドーハ／ドバイ⇒ダルエスサラーム／ザンジバル⇒アブダビ／ドーハ／ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、特殊雇人の活用が必要な場合には JICA タンザニア事務所による便宜を検討しています。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

あり（JICA タンザニア事務所にて手配）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA タンザニア事務所がスケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

MLHWE 内における執務スペース提供（インターネット環境完備予定）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二チームから電子メールにて配布します。ご希望の場合は、gegwt@jica.go.jp までご連絡ください。

・ 要請書

・技術協力「ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクト」業務完了報告書
また、以下の関連報告書につきましては以下に示す Web サイト(JICA 図書館ポータルサイト)で公開しています。

・有償資金協力「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」協力準備調査ファイナル・レポート

http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_416_12302451.html

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 現地渡航に際してはタンザニアの査証取得の上での入国が必要となります。現地滞在日数によって、取得種別が異なりますのでご注意ください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上